

堺市若手保育士給与底上げ支援事業説明資料（案）

堺市では、喫緊の課題となっている保育人材不足を解消するため、令和 8 年度から令和 10 年度までに市内の民間教育・保育施設へ就職した採用 1 年目及び 2 年目の職員に対して市独自の応援金を支給します。

事業内容

市内の民間教育・保育施設に就職した保育士等の給与に、応援金を加算した施設に対し、採用初年度は月額 2 万円、採用 2 年目は月額 1 万円を補助します。

1. 補助対象事業者について

○市内に所在する次のいずれかの「保育施設等」

認定こども園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）、幼稚園

2. 補助対象者について（支給対象となる職員）

○補助対象者（手当を受ける職員）は、次の要件を満たす必要があります。

- ・養成施設卒業後 1 年未満の新卒または保育施設等において保育士等の常勤労働者としての勤務実績が通算 1 年未満の者の方
- ・資格要件：保育士、幼稚園教諭、保育教諭（保育士＋幼稚園教諭）
- ・保育士及び保育教諭は「保育士登録簿」に登録されていること
- ・令和 8 年 4 月 1 日以降に、市内の民間保育・教育施設で常勤労働者として勤務していること（6 時間×20 日以上または月 120 時間以上）
- ・他の年度で本要綱の補助を受けていないこと（重複受給不可）

～支給年度と対象者について～ ※ 当補助金は 3 年間の期間限定事業

支給年度		R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
採用年度					
堺市 応援金	R8(2026)	対象（1年目）	対象（2年目）		
	R9(2027)		対象（1年目）	対象（2年目）	
	R10(2028)			対象（1年目）	対象（2年目）
	R11(2029)				-

3. 支給について

支給額：補助対象者に対し、初年度月額 2 万円・翌年度は月額 1 万円を毎月支給してください。

支払方法：毎月の給与に必ず「堺市応援金」手当として給与明細に明記し、基本給に上乗せしたうえで支給してください。交付決定後に支給していただくため、4～5月分については 6 月にまとめて支給してください。

注意点：市から通知された補助金額を必ず満額、毎月の給与に上乗せし対象職員に支給してください。他の手当を減らして調整するなど、相殺するような支給方法はできません。

4. スケジュール（予定）

4～5月 申請書等の案内、申請開始

6月頃 補助金交付決定通知の案内

翌年 4 月 補助金の実績報告書提出、確定通知の案内

翌年 5 月 補助金の請求、支払い

5. 堺市応援金に関する Q&A

Q 令和7年度に採用された職員は2年目の対象者として申請可能ですか？

A 令和7年度に採用された職員を2年目の対象者として申請することはできません。令和8年4月1日から令和10年3月31日までに採用された職員のみが対象となります。

Q 4月分は4月中に支給が必要ですか？

A 必要ありません。各園の給与サイクルに合わせ、翌月の給与支給日に4月分を上乗せして構いません。給与支払いのサイクル上翌月にまたがる場合であっても問題ありません。

Q 「堺市応援金」を手当ではなく、まとめて支給することは可能ですか？

A まとめて支給することは認めておりませんので、必ず毎月支給してください。ただし、事業開始の準備期間として4～5月分を6月にまとめて支給することは可能です。

Q 年度途中で新たな対象者を採用しましたが、申請することは可能ですか？

A 変更交付申請を行うことで申請が可能です。ただし、年度途中で採用した場合であっても初年度は3月末までとなります。個人ごとの1年間ではありませんのでご注意ください。

Q 堺市応援金（月2万円／月1万円）を支給する場合、社会保険料（厚生年金・健康保険・雇用保険）も法人負担になりますか？

A 堺市応援金は、あくまで給与（手当）として支給されるものであるため、社会保険料・雇用保険料の算定基礎に含まれます。そのため、事業者負担分（会社負担分）の社会保険料、本人負担分（給与控除）の双方が発生しますが、事業者負担分は補助金の対象には含まれず法人（事業者）の負担となります。

Q 対象者が退職した場合は、返金させる必要がありますか？

A 必要ありません。ただし、実績報告書の提出には「給与明細」の添付が必須となります。そのため、対象者の退職日が属する月までの給与明細を実績報告書の提出時にご提出ください。

Q 現在勤務している職員が新たに保育士等の資格を取得した場合対象となりますか？

A 新たに資格を取得した場合でも対象となります。ただし、保育士等として常勤（無期）雇用されていることが必要です。

Q 令和8年度の補助対象者として応援金を受領していた職員が、令和9年度に別施設で勤務することになった場合、2年目として対象となりますか？

A 同一施設での継続勤務が必要であるため、原則対象となりません。ただし、同一法人内の市内教育・保育施設間の異動の場合は、2年目として対象となります。